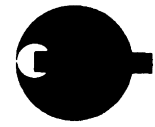


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

〇遊漁規則の変更認可（農業水産課）	〇右同	二
〇道路の区域変更（道路維持課）	〇（公）告	二
〇道路の供用開始（道路維持課）	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	二
〇道路の指定（建築課）	〇（正）誤	二
〇右同	〇平成十九年九月二十八日付け奈良県公報号外第三十二号正誤表	三

告示

奈良県告示第二百二十六号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、平成十九年十月一日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。
 なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。
 平成十九年十月五日
 奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日

五條市漁業協同組合	五條市今井一丁目	奈内共第四号	平成十九年十月一日
		奈内共第五号	
		奈内共第六号	
		奈内共第十九号	
		奈内共第三十号	
		奈内共第三十三号	
		奈内共第三十四号	

奈良県告示第二百二十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
 平成十九年十月五日
 奈良県知事 荒井正吾

区間	区域変更の前後別の敷地の幅員	延長	備考
桜井市粟原九八五番地先から	メートル 九・五	メートル 一六三九・〇	
前	区域変更の前後別の敷地の幅員	延長	備考
A	メートル	メートル	

宇陀市大宇陀区麻生田四三〇番一先まで			
後			
B	A		
六〇・〇	九・五	四四・五	四四・五
		一六三九・〇	
			女奇トンネル L11五三〇m

奈良県告示第二百二十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の供用を開始する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
 平成十九年十月五日
 奈良県知事 荒井正吾

区間	備考
桜井市粟原九八五番地先から宇陀市大宇陀区麻生田四三〇番一先まで	
四 供用開始年月日	
平成十九年十月七日	

奈良県告示第二百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二(一)項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十九年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による道路

二 路線名

区画道路二号線

三 道路の指定区域

天理市岩室町三六番一から天理市岩室町四〇番まで

四 道路の幅員 六・〇メートル

五 道路の延長 一五・一〇メートル

六 指定年月日 平成十九年九月二十一日

奈良県告示第二百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二(一)項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十九年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による道路

二 路線名

区画道路三号線

三 道路の指定区域

天理市岩室町三五番から天理市岩室町三九番まで

四 道路の幅員 六・〇メートル

五 道路の延長 七・七メートル

六 指定年月日 平成十九年九月二十一日

奈良県告示第二百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二(一)項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成十九年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による道路

二 路線名

区画道路二号線

三 道路の指定区域

天理市岩室町三九番から天理市岩室町四〇番まで

四 道路の幅員 六・〇メートル

五 道路の延長 七・九四メートル

六 指定年月日 平成十九年九月二十一日

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六(三)項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年五月十七日第八〇一三三号

平成十九年九月十二日第八〇一三二一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月二十八日第六七七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市北田原町二〇七番地ノ六、二〇七番地ノ七、二二二番地ノ四及び二二

二 一番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府四條畷市田原台二丁目三番号

大虎運輸株式会社 代表取締役 梶本惇市

一 許可番号

平成十九年六月十九日第八〇一三三三号

平成十九年九月五日第八〇一三二一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月十六日第六七七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月十六日第四三八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町目安四丁目八五二番地ノ一、八五二番地ノ二五、八五二番地ノ二一

六、八五二番地ノ二七、八五二番地ノ二八、八五二番地ノ二九及び八五二番地ノ二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北一丁目三番二号

株式会社 代表取締役 鈴木守

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町目安四丁目八五二番地ノ一、八五二番地ノ二五及び八五二番地ノ二六

公園 生駒郡斑鳩町目安四丁目八五二番地ノ二七

一 許可番号

平成十九年七月二十七日第八〇一五三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月二十五日第六七八号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字平尾八七二番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 中村元彦

一 許可番号
平成十九年七月二十七日第八〇一七三号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月二十六日第六七七〇号

三 開発区域に含まれる地域
葛城市東室一七五番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香芝市上中二六三番地ノ一 グランヴェールしずみ二〇二号
石橋和佳

一 許可番号
平成十九年八月一日第八〇一七七号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年九月二十六日第六七六九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年九月二十六日第四三三七号

三 開発区域に含まれる地域
橿原市縄手町三七七番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和高田市大字秋吉一九六番地ノ二
株式会社浅利工務店 代表取締役 浅利和夫

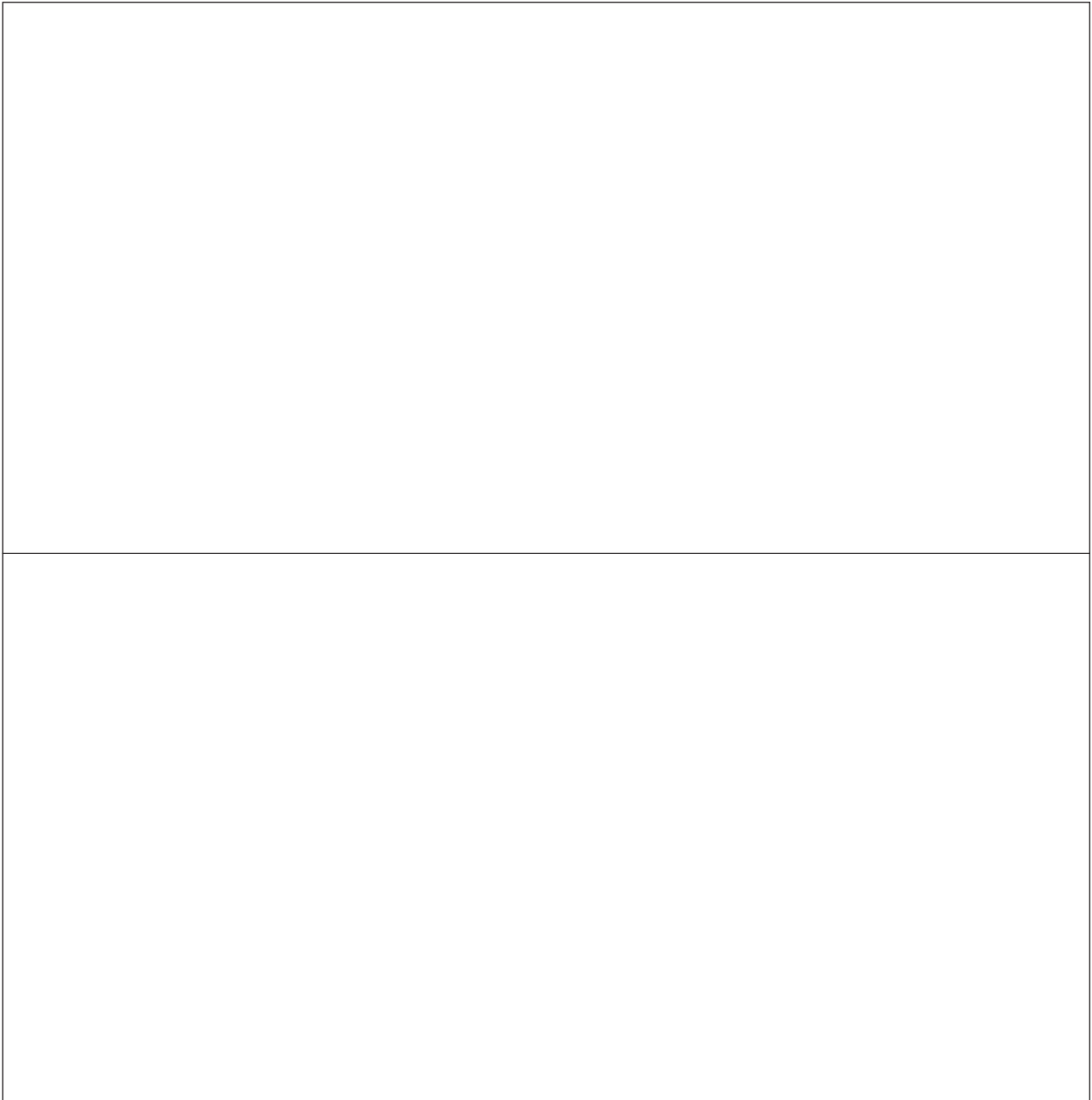
五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 橿原市縄手町三七七番地ノ一の一部
下水道 橿原市縄手町三七七番地ノ一の一部

正
誤

平成十九年九月二十八日付け奈良県公報号外第三十二号正誤表

四	中	行	誤	正
十三	十二	十三	平成十九年度七月奈良県条例 第五号附則第一項に規定する その他の改正規定	平成十九年度七月奈良県条例 第五号附則第一項に規定する その他の改正規定

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行	奈良県
奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二―二三―二〇二代	
印刷	株式会社春日
奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二―三五―七三三代	

本誌は再生紙を使用しています。